

拒絶シタル一ヨリ即日正午頃ヨリ罷業ニ移ソリ
 七日更ニ再交渉シタル一會社側ハニ割減マテハ
 譲歩シタルニ勞働者側ハ飽クマテ初志ノ貫徹ヲ
 期待シ居レリ

七. 経過

七日山口工場長ト會見シタル従業員代表等ハ此
 旨(前項譲歩)一同ニ発表シタルニ約半数ハ工場長
 へ措置ヲ諒トセルカ如キニ引續キ注意中
 右及申(通)報候也

労働第一三〇一第
 昭和五年四月二十六日

警視總監 丸山鶴吉

警務大臣 安達謙藏殿
 社会局長 官 殿

富士山防腐株式会社労働争議ニ関スル件 (第三報) 解決

要旨 調停案ノ斡旋ニテ円満解決シ費書ヲ交換ス

既報標記工場ニ在ケル争議因ハ十一日付従業員一同名ニテ社長
 宛ニ割低下絶対反対外三項(争議中ノ日給及費用等)ヲ附帯セ
 ル決議文ヲ提出シ折衝中ニアリタルガ本月廿一日当座調停案ノ
 斡旋ニテ円満解決シ別紙費書ヲ交換セリ
 右及申(通)報候也

6. 1. 3
 1164

AA